

平成 20 年 9 月 日

都道府県・市区町村
道路担当部局長 殿

国土交通省 道路局 企画課長

柔軟な道路構造令のあり方検討のための
アンケート調査について（依頼）

道路構造令は、道路の安全性、円滑性の確保等の観点から、最小限保持すべき道路の構造基準として定められている政令ですが、多くの条項において特例規定や緩和規定が設けられている一方で、過大な道路整備を生む原因になっているとの指摘も数多くなされています。

言うまでもなく、道路構造令は、道路交通の安全性や円滑性を確保しつつ、様々な地域の状況にも柔軟に対応できる基準であるべきことから、国土交通省としましても、上記のような指摘に対し、実態を把握した上で、見直すべきはしっかりと見直すことが必要であると考えています。

国土交通省では、このような背景から、今般、有識者委員会（「柔軟性のある道路構造令のあり方検討委員会」）を設立し、規定面、運用面を問わない改善策を検討することといたしました。そのための検討資料とするために、全ての地方自治体を対象として、アンケート調査を実施させていただきたいと考えております。

つきましては、このような趣旨をご理解いただき、下記のとおりアンケートにご協力いただきますよう、お願い致します。いただいたご回答は、規定面、運用面を問わない改善策の検討材料として活用させていただく予定です。

なお、道路構造令についてのご関心をお持ちの地方自治体首長の方もおられますので、本アンケート調査の趣旨や内容につきまして、適宜首長の皆様にもご報告いただきますよう、お願い申し上げます。

記

(案)

1. 調査内容 : 別紙調査要領のとおり
2. 調査対象 : 全ての都道府県、市区町村を対象とさせていただきます。
3. 提出期限 : 10月15日までに、各地方整備局等にご提出ください。
4. 調査期間 : 9月〇日～10月15日
5. 提出資料を公表する際の扱いについて
○アンケート結果については、集計・整理したものを公表させていただきますが、各地方自治体からいただいた個別のご回答につきましても、事例等として、公表される場合もあり得る点、あらかじめご了承ください。

6. その他

第1回委員会が9月24日に開催されております。委員会の議事や資料は国土交通省の下記ホームページでご覧いただけますので、参照願います。

<http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/ir-council.html>

(案)

道路構造令に関するアンケート調査要領

地域に実情に即した道路整備を行う上で、道路構造令が支障となった事例や、道路構造令に設けられている柔軟規定へのご認識について、様式に従い、以下の問にお答え下さい。

なお、Ⅰ. につきましては、該当する事例がある場合にお答えいただき、Ⅱ. につきましては、Ⅰ. の回答の有無に関わらず、なるべく全ての自治体にお答えいただきたいと考えております。ご協力の程よろしくお願い致します。

Ⅰ 道路構造令が支障となった具体事例、及び規定・運用への見直しニーズ

地域の実情に応じた道路整備を推進する際に、道路構造令の規定が支障となった事例、又は規定の適用にあたり苦慮した事例

- ① 当初の検討内容
- ② 構造令の規定が原因で変更した点
- ③ 道路構造令の具体的条文
- ④ ③の条文が支障になった点、苦慮した点
- ⑤ 事例を踏まえた道路構造令の規定・運用への見直しニーズ

Ⅱ 道路構造令における柔軟規定について

道路構造令には、様々な地域の状況に対応できるよう、多くの条文において、「・・・その他の特別の理由によりやむを得ない場合」についての緩和措置が設けられています。更に、第38条においては、一定の要件を満たす小区間の改築について、多くの条文がそもそも適用除外となる旨の特例規定が設けられています。これらの柔軟規定への認識等について選択形式にてご回答ください。

- ① これらの柔軟規定についての認知の程度
- ② 柔軟規定の適用頻度
- ③ 適用していない場合の理由